



# 交通安全情報No.41

ストップ・ザ・交通事故

令和4年9月12日  
警察本部交通部  
交通総合対策センター

## 安全運転管理者選任事業所必見!

安全運転管理者による酒気帯び確認方法について

★ 令和4年10月1日からのアルコール検知器使用による酒気帯び確認は検知器の供給状況などから延期されました。



これにより

**当分の間**、検知器による酒気帯び確認は義務化とならず、目視等による確認が継続されることとなります。

※ **当分の間**…供給状況に見通しが立っていないため具体的な開始時期は未定となります。



目視等



アルコール検知器の準備をしましょう!

将来的にはアルコール検知器使用が義務化となります。

事業所の皆様は引き続きアルコール検知器の準備をお願いします。

飲酒運転は絶対にやめましょう!

◀ 特殊詐欺注意! 詐欺電話がきたら #9110 ▶